

第 20 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和 4 年 2 月 10 日

第 20 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 令和4年2月10日（木） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 4 号
農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 3 報告第 5 号
農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 4 議 第 5 号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 5 議 第 6 号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 6 議 第 7 号
特定農地貸付規定の変更の承認につき、意見を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 7 議 第 8 号
農地利用集積計画【農地中間管理権】（案）の決定につき、議決を求めることについて提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 8 議 第 9 号
農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正につき、意見を求めることについて提案説明、案件に関する質疑、採決

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	10 番	中島 紀昭
11 番	小川 雅嗣	12 番	横江 吉美	13 番	中村 好明

・会議に欠席した委員

9 番	木下 範明	14 番	堀 裕子
-----	-------	------	------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

なし

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
------	-------	----	-------	----	------

農林水産課

課長	舟木 朋宏	主査	棚橋 智晴	主事	西井 万裕
----	-------	----	-------	----	-------

事務局長

定刻となりましたので、ただいまから第20回農業委員会総会を開催いたします。

新型コロナウイルスの感染の勢いが止まらず、感染者数は、毎日、過去最高という報道が続いています。

滋賀県は、未だ、まん延防止適用は慎重でありますものの、県民に対して、不要不急の県外移動を控えることと、諸活動における感染対策について、徹底が求められているところです。

このようなことから、現在、県内で開催されるイベントや会議については、会場変更、延期、中止等の各措置が順次、講じられているところでございます。本総会におきましても、密を避けるため、会長を含めた4役との個別協議のもと、本日は、農地利用最適化推進委員の御出席を控えていただき、本総会を開催させていただいております。

また、本日は、席の間隔を明け、以前に増し、換気を徹底いたしますことから、少し肌寒い場面がございますが、御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

また、会議途中で、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、お願いいたします。

本日、9番 木下 範明委員、14番 堀 裕子委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中 12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことを御報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

それでは、農業委員会憲章の唱和を、小さな声でお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。それでは、会長よろしく願いいたします。

会長

改めまして、皆様、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。今、局長の方から御挨拶がございましたように、本日は推進委員さんには参加いただかないというかたちで進めるということになっております。オミクロン株がまだピークに達していないということで十分な警戒が必要かと思えます。色々な面で慎重の上に慎重を期して生活をしていかなければいけない場面が続くかと思えますが、今後も又、健康に留意されて日常の仕事等も頑張ってくださいと思うところでございます。それでは、時間の制約もご

ございますので早速会議に入らせて頂きます。よろしくお願いいたします。

会長 ただいまから、第20回 草津市農業委員会総会を開会します。
 本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これを御了承願います。

会長 それでは、これより日程に入ります。
 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
 会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号3番 中野 隆史委員、議席番号8番 木村 幸夫委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2 報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について」番号1番を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明いたします。
 この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。
 今月の届出は、1件です。
 議案書は、2ページでございます。

 番号1番は、届出人が農機具の進入路、駐車場のため、本人が所有する矢倉二丁目地先の田1筆 59㎡を転用されようとするものです。

 申請地は全体的に60cm程度盛土され、高低差の生じる箇所は法面仕上げとされます。

 雨水は隣接する北側里道、水路に向けて勾配を付け放流されます。

 隣接地は、宅地・里道・水路・雑種地・田であり、田の所有者は申請者であるため、同意が必要な農地はございません。

 なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、1月25日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第4号を終わります。

会長 次に、日程第3 報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までを議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 次に報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、3件です。

議案書は、3ページでございます。

番号1番は、京都市内で不動産業を営む譲受人が分譲宅地として、譲渡人が所有する西草津一丁目地先の田3筆 計3,026㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

宅地は19区画予定しており、敷地は周囲一円の道路高に合わせるように80cm程度盛土を行われます。

雨水排水は、宅地毎に雨水枡を設置し、各宅地に接する道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路・田・宅地であり、田については既に転用済であるため隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号2番は市内で不動産業を営む譲受人が宅地として、譲渡人が所有する野村一丁目地先の地目 田、現況 畑1筆 140㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は現況畑であるため造成工事等はほぼございません。

雨水排水は、南北の道路側溝へ向けて勾配を付け、道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路・宅地・田であり、田については、申請人の所有地であるため隣地承諾が必要となる農地はございません。

次に番号3番は、借受人が住宅建設の為、貸渡人が所有する野村五丁目地先の田2筆 214㎡、畑1筆47㎡ 計261㎡を使用貸借で借受け、転

用されようとするものです。

借受人と貸渡人の関係は、親子です。

申請地は、畑地であり造成工事等はありません。

雨水排水は、敷地北側の市道へ向けて勾配を付け、道路側溝へ放流されます。

隣接地は、畑・宅地・道路・河川であり、畑については申請人の所有地であるため隣地承諾が必要となる農地はありません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は1月11日付け、番号2番1月24日付けにて、番号3番は1月18日付けにて専決規定に基づき、それぞれ局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第5号を終わります。

会長 次に、日程第4 議第5号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までを議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして、議第5号 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、3件です。

議案書は、4ページです。

番号1番は、譲受人が譲渡人の所有する野村五丁目地先の登記地目 田、現況 畑の土地170㎡、畑1筆33㎡、合計203㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、定年退職を機に農業経営の規模を拡大するため、畑地の取得を希望されておりましたが、今回、譲渡人との間で話がまとまり、申請に至ったものであります。

作付け計画としましては、キュウリやトマトなどを作付けされます。

今回の取得により譲受人の耕作農地は5, 926㎡となりますことから、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件についてでございますが、

第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件および第3号の信託要件については、譲受人は個人であるため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第7号の地域調和要件については、取得されます地元の生産組合長の同意も得られており、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

次に番号2番は、譲受人が譲渡人の所有する下物町地先の畑1筆251㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、父親が亡くなられたことから農業を廃止されることになり、同じ町内の農業者で規模拡大を望まれる譲受人に売却されるものであります。

作付け計画としましては、大根や白菜などの自家用野菜を作付けされます。

今回の取得により譲受人の耕作農地は8, 718㎡となりますことから、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件についてでございますが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件および第3号の信託要件については、譲受人は個人であるため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第7号の地域調和要件については、取得される農地はお住まいの集落内の農地であり、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

次に番号3番は、譲受人が譲渡人の所有する下物町地先の田4筆5, 777㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、先ほど2番の案件と同一であり、父親が亡くなられたことから農業を廃止されることになり、同じ町内の農業者で規模拡大を望まれる譲受人に売却されるものであります。

作付け計画としましては、今後も水稻を作付けされます。

今回の取得により譲受人の耕作農地は268,705㎡となりますことから、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の要件を満たしております。

また、その他の要件についてでございますが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件および第3号の信託要件については、譲受人は個人であるため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第7号の地域調和要件については、取得される農地はお住まいの集落内の農地であり、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請3件について、添付書類等を確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますようお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番の案件につきましては、議席番号7番委員、お願いします。

7番

1番の案件ですが、推進委員さんと現地確認に行って参りました結果、当該地は昨年の4月に市街化に繰入れされた所であります。先ほどの報告の第5号の3番の案件と並んだ土地でございます。一つの畑なのですが、報告第5号の譲渡人さんの弟さんが分家されておる隣の畑、田んぼでございます。名義は1番の方はおばあさんになっておりますが、草津市内でおばあさんをされていたおじいさんが亡くなられ相続された農地であります。3条の受け渡しということですが、娘さんがお家を建てられる隣の畑なのですが、おそらくゆくゆくは家を建てられる予定だと思っております。予算の関係か何かはわかりませんが、今回は3条で農地のまま取得したいということでございますので、譲受人さんは5反要件も満たしておられます。今回の取得のために、貸付されていた田んぼを返してもらっておられるくらいですので、きちんと畑等はされると思われまますので何ら問題ないと考えております。市街化区域

ですので、次に何か移ることはあるかと思えますけれども、3年3作は作ってくださいとお願いはしております。以上、問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願いたします。

会長 番号2番・3番の案件につきましては、議席番号10番委員、お願いします。

10番 10番推進委員さんと現地確認に行かせて頂きました。
2番の案件につきましては、畑地の中で既に譲受人さんも隣接の畑もお持ちで、地域の中で農業者として頑張っておられる方ですので何ら問題ないかと思われま。
3番につきましては、既に譲受人さんが耕作されている土地ですので、担い手として頑張っているというところで何ら問題ないと思われま。
以上です。

会長 これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第5号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの各案件は、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第5号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの各案件は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第5 議第6号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

続きまして、議第6号 農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は1件です。

議案書は、5ページです。

番号1番について説明いたします。

議案書は、5ページを御覧ください。

番号1番は、市内で建設業を営む借受人が露天資材置場として貸渡人の所有する矢橋町地先の田2筆、計2,346㎡を賃貸借にて借受け転用されようとするものです。

申請人は事業拡大に伴い、資材置場が不足してきたため、適地を探していたところ、現在利用している資材置場の隣接地になる申請地の土地交渉がまとまったため本申請に至りました。

敷地は、隣接する資材置場と高低差があまりないことから造成工事はなく、整地程度となります。

雨水排水については、敷地西側に新設する会所柵から水路へ放流されます。

隣接地は、宅地、ため池、水路、雑種地、田であり、農地の所有者と耕作者からは同意を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、預金通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上1件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 番の案件につきましては、議席番号 4 番委員、お願いします。

4 番 1 月 1 8 日に、4 番推進委員と現地説明ならびに確認に行つて参りました。この平面図を見て頂ければわかりますように、北側は住宅地、東と南側は住宅会社の資材置場になっておりまして、早くから宅地造成しているような状態で賃貸借されているということです。周りにも殆ど田んぼはありませんので、西側の水路から南側を通過して大きな川に流れるので隣接の水田をされる方に迷惑なく問題ないと判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願ひます。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1 番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よつて、議第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1 番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第 6 議第 7 号「特定農地貸付規定の変更の承認につき、意見を求めることについて」を議題とします。

会長 それでは、議第 7 号「特定農地貸付規定の変更の承認につき、意見を求めることについて」を議題として、事務局より議案の朗読と説明を願ひます。

事務局 続きますので、議第 7 号 特定農地貸付規程の変更の承認につき、意見を求めることについて説明させていただきます。

お手元にお配りしました資料を御覧ください。

この度、レーク滋賀農業協同組合（J A）から特定農地貸付規程の変更届

出書の提出がございました。

この特定農地貸付規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づき市民農園を開設しようとする者は、まず特定農地貸付にかかる農地の所在、地番及び面積や貸付の期間などの貸付規程を定め、その後農業委員会の承認を得ることとなっています。

資料 J A レーク滋賀草津ふれあい貸農園地図を御覧ください。J A では、下笠町地先、農業センターの北側におきました、平成 20 年から市民農園を開設されております。その際、貸付規程について農業委員会の承認を受けておられ、昨年 2 月の総会では農園の増設にあたっての規程の変更について承認を受けておられます。

今回、その増設部分について、急遽所有者から返却の申し出があったことから、市民農園を一部閉園することとなり、再度、変更届出書の提出があったものであります。

別表 1 貸付対象農地を御覧ください。具体的な変更につきましては、上段の表の一番下の農地、下笠町●●●●番地を対象から外し、区画数を 160 区画から 28 区画減らし 132 区画とするものであります。

昨年、増設した部分をそのまま減少させるものであり、1 年前に戻すイメージです。

以上、変更の届出 1 件について、添付書類等を確認いたしました。不備等はないと考えますので、御審議賜りますようお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

7 番 登記簿はもともと畑なのですね。

事務局 服部 はい、もともと畑でございます。

7 番 返還してくれということなのですが、返した後、本人さんがちゃんと耕作されるのか、耕作放棄地になるようなことはないでしょうか。

事務局 無いという風に考えておりますし、再度 J A さんを通じてですが、その様に指導させて頂きたいと思っております。

7 番 その返還の理由が、大型農家さんで自分で野菜をします等ならわかるのですが、いわゆる兼業農家さんのような方がちゃんとされるのかどうかを心配

しております。

事務局 その辺りを再度、農業委員会からの意見という訳ではないですが、承認書を渡す時に、そのような懸念の意見が出ていた旨をお伝えしたいと思います。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

10番 今回の件に関してですが、その承認書を渡す時に念を押すということですが、他の小作権の解除や解約の時だと、ここに挙がってくるのは今後の耕作をちゃんとします、という確約を取ってからのお話ですね。今の件については、そういう確約がなくても普通に返してもらうということでも通しても良いのですか。

事務局 今回、この所有者さんとJAさんの貸し借りを解消される訳なのですが、今、仰っていただいたように、3条なり転用の時も解約をしてもらいますけれども、当然解約させると所有者さんが自作するという風に事務局では受け取って解約届等を受付けていますし、利用権の解約も受けております。解約通知が出てきた時に、所有者さんに本当に自作されますね、又は、次に貸し出されるのですね、という確認までは取ってないです。解約はきたら受付けてます。という意味では、一応今回JAさんと所有者さんで解約がなされたので、それに伴って特定農地貸付規程の変更届出書が出てきております。その解約については特段事務局が許可する、しないではないので、変更届は受けさせて頂いております。ただ、今、7番委員からありました様に、横は市民農園ですし、青地のど真ん中がございますので、懸念がありますのでちゃんとやってくださいねということを伝えてくださいね、という意見としては言いますが、それを何らかの書面で頂いてそれを条件に承認というかたちはおそらく取れないという風に考えます。

10番 わかりました。

会長 他に御意見ございますか。

会長 今、二つの意見がございましたが、それにつきましては事務局から農協さんの方に話をして頂くということで質疑を終結したいと思います。

会長 採決に入ります。ただいま議題となっております議第7号「特定農地貸付規定の変更の承認につき、意見を求めることについて」を原案のとおり決定

することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第7号「特定農地貸付規定の変更の承認につき、意見を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7 議第8号「農地利用集積計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、議決を求めることについて」を議題とします。

会長 それでは、議第8号「農地利用集積計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 議第8号「農地利用集積計画の案につきまして担当の方より御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

農林水産課 それでは、議題8号農用地利用集積計画(案)について、説明させていただきます。

農地中間管理機構から、利用権設定にかかる申し込みが本市にありました。

このことに伴い、農用地利用集積計画を作成しましたので、農業経営基盤強化促進法に基づき農業委員会で御審議いただくものでございます。

計画の内容については、お配りしております「農用地利用集積計画【農地中間管理権】(案)令和4年2月21日公告」を御覧ください。

1ページ目は今回の集積計画による面積の集計でございます。

左下を御覧いただきまして、今回は11筆、計21,158㎡の農地が利用権設定されます。

農地の詳細につきましては2ページ目を御覧ください。

当該農地の地権者から中間管理事業の申込書が提出され、南山田町の農地8筆、北山田町の農地3筆が農地中間管理機構に貸し付けされます。

3ページ目を御覧いただきまして、こちらは農地中間管理機構が作成されました農用地利用配分計画(案)になります。11月に中間管理機構が農用地利用調整会議を開かれ、農地利用最適化推進委員の方やレーク滋賀農業協同組合等の関係機関の方々が、どの方に貸し付けされるか協議されました。担い手への農地の集積・集約を目的に、今回は近隣農地の耕作者に貸付けさ

れることが決定されました。

以上で令和4年2月21日公告予定の、農用地利用集積計画の内容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。
ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第8号「農地利用集積計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第8号「農地利用集積計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8 議第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正につき、意見を求めることについて」を議題とします。

会長 それでは、議第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正につき、意見を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 議第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正につきまして、担当より御説明させていただきます。

農林水産課 私の方からは、議第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正」について御説明させていただきます。

まず、基本構想についての概要を説明させていただきます。そのあとに今回の大きな変更点について、御説明させていただきたいと思いますのでよろしく願います。

それでは、お手元の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の

一部改正について」と記載しております1枚ものの資料を御覧ください。

「1. 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは」ということでございますが、これは農業経営基盤強化促進法の規定に基づきまして、都道府県が作成しております基本方針に即しまして、市町村が独自に定めているものでございます。

地域における効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に資するため、効率的で安定的な経営体の基本的指標や、これらの農業経営が営む利用集積目標や、農業経営を育成するために必要な基本事項を定めているものとなっております。

これにより、資料の「2. 内容」に記載させていただいておりますとおり、大きく分けて6つの目標などを定めさせていただいております。

今回の基本構想の一部改正につきましては、内容が大きく変更されるものではなく、5年ごとに見直しされております県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が令和3年10月8日に改正されたことに伴うものとなっております。国の関係法令や基本方針との整合性を図るために、見直しするものとなっております。

また、改正に伴いまして、法律に基づき、農業委員会の皆様に御意見を頂戴させていただき次第でございます。

それでは、今回の基本構想の改正点について御説明させていただきます。

資料の「4. 主な基本構想の改正内容」を御覧いただきたいのですが、今回の改正では、大きく3つの変更点がございます。

一点目が(1)の「目標とすべき農業経営の所得水準に主たる従事者が2人の場合および集落営農法人の場合を追加」させていただきましたことと、(2)の「認定農業者になろうとする者が目指すべき営農類型に主たる従事者が2人の場合を追加」させていただいたこととなっております。

別冊資料、右上に「資料」と記載しております、「草津市基本構想(案)」で申し上げますと、2ページ目の表のなかに赤字で記載させていただいております「主たる従事者2人の場合(共同申請)」の年間農業所得 概ね800万円および「集落営農法人」の年間農業所得 概ね650万円を新たに追加させていただきました。

あと、6ページ目の表のなかの赤字「主たる従事者が2人の場合」における「目指すべき営農類型」を新たに追加させていただきました。

簡単に説明させていただきますと、国では「認定農業者制度における夫婦等の共同申請」を推進しております。令和2年に閣議決定されました「第5次男女共同参画基本計画」におきまして、地域における男女共同参画の推進に係る成果目標の1つとしまして「認定農業者数に占める女性の割合」を

新たに掲げられたところでございます。

また、具体的な取組としまして、「認定農業者の経営改善計画の申請における夫婦の共同申請を推進する」との方向性も示されましたことから、県の基本方針ならびに本基本構想につきましても、夫婦共同申請を想定した農業所得の水準および営農類型を新設したものとなっております。

次に２点目ですが資料の（３）「担い手への農用地の利用集積目標の変更」ということございまして、現構想の集積目標は７０％となっておりますが、今回７５％へ拡大させていただきました。

別冊資料、「草津市基本構想（案）」で申し上げますと、１０ページ目の下の方にあります表のなかに赤字で記載されております、面積シェア７５％の箇所となっております。

こちらは、おおむね１０年後に向けての担い手への農地の集積目標となっております、県の基本方針で定められた集積目標の７５％を反映させていただいたものとなっております。

最後に資料の（４）「農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項の削除」ということございまして、別冊資料、「新旧対照表」で申し上げますと２６ページ目から３０ページに青文字で見え消ししております内容となっております。

こちらは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」が一部改正され、これまで円滑化団体であるＪＡが実施してきました農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統合されたことに伴うものとなっております、これに伴う内容を削除させていただきました。

以上が、主な改正内容となっております。

また、その他にも、文言等の修正など微修正をさせていただいております。

以上が今回の主な改正内容となっております。

なお、今回の一部改正につきましては、農業委員会様から頂戴させていただきました意見書、ならびに今年度策定を行っております「次期草津市農業振興計画」との整合性も確認したうえで、改正（案）を作成させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で「農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正」についての説明を終わらせていただきます。御審議たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は挙手願います。

7 番 利用権設定等促進事業に関する事項で利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件として（ア）から（オ）までをすべてを備えることと書いてありますが、13ページの（オ）の所有権の移転を受ける場合は、農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿に登録とありますが、こういったものを初めて聞きましたので説明をお願いします。

 今日も3条等で所有権の移転はありましたけれども、全部効率化要件など色々な要件がありますよね。農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿というものが、今までもあったのか、それともこれからスタートするのかどの様なものですか。

農林水産課 従来からあったものではあるのですが、これがどういったものかは再度確認させて頂いて御説明の方をさせて頂きたいと思います。申し訳ございません。

事務局長 これについては、農業委員会も絡んでくる話だと思しますので、事務局で調べた上ですみやかに御報告させていただきます。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

会長 分厚い報告書ですので今見て今すぐ、というのなかなか難しいとは思いますが、今の段階で気が付いたところがございますたら御意見等賜りたいと思います。

7 番 草津市農業振興計画と同時進行みたいな感じがあるのでしょうか。基本構想を決めてその基本構想に基づき振興計画をするのか、振興計画をもとに基本構想をするのかどちらなのでしょう。

農林水産課 基づくものが別になっておりまして、こちらの基本構想につきましては農業経営基盤強化促進法に基づいて制定をさせて頂いているものになっております。農業振興計画につきましては、又別の法律に基づいてさせて頂いているものになっており、紐づいてくる部分はありますがどちらが上位といったかたちではないものになっております。

事務局長 整合のあるようなかたちで進められてはおります。

会長 なかなか難しいところですが、よろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正につき、意見を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想の一部改正につき、意見を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後 2時 27分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和4年2月10日

会 長 石田 隆司 _____

署名委員 中野 隆史 _____

署名委員 木村 幸夫 _____